

令和 8 年度
中小企業アドバイザー
(中心市街地活性化)
派遣事業 利用手引き



令和 8 年 4 月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

I. 中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業について

本事業は、中心市街地の活性化に関して課題を抱える下記のアドバイザー対象者(以下「協議会等」という。)に対し、実務経験・ノウハウを有する「中小企業アドバイザー(高度化事業・まちづくり)」を派遣し、アドバイスをを行うものです。

派遣先の自主性の尊重をアドバイスの基本とするため、アドバイスを受ける側に入りこむような作業(代行や労力の提供)のほか、協議会の判断や意思決定を主導することはいたしません。一般的に言う「経営コンサルタント」とは、皆様との関わり方において異なる点がある事をご承知おきください。

1. 事業の要件

アドバイザー対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化法第 15 条第 1 項に基づき、中心市街地活性化協議会の組成を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者(中心市街地活性化法第 7 条第 9 項、第 42 条)
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 2 月 26 日(金)
派遣実施期間	令和 8 年 4 月中旬～令和 9 年 3 月 12 日(金)
利用可能回数	年間合計 10 回以内 ※認定期間中地域は 5 回超、その他の地域は 3 回超で受益者負担が発生します。
利用者負担	年間合計 3 回の派遣(基本計画認定中の地域は 5 回)まで無料 ※上記を超える場合は 1 回の派遣につき 17,500 円(税込)をご負担いただきます。 ※テーマごとの無料期間ではございませんので、ご注意ください。
アドバイステーマ	<ol style="list-style-type: none"> ① 中心市街地活性化協議会の設立・運営 ② 中心市街地活性化協議会による基本計画への意見提示 ③ 施設整備計画の策定および見直し ④ 施設運営に係る事業主体の構築 ⑤ ソフト事業計画の策定および見直し ⑥ ソフト事業運営に係る事業主体の構築 ⑦ まちづくり会社等の運営改善 ⑧ タウンマネージャー活動の業務改善 ⑨ エリアマネジメント全般に係る課題解決 ⑩ その他機構が認めるテーマ <p>※各種事業に関するアドバイスについては、次のいずれかを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく認定計画掲載事業もしくは掲載見込の事業 ・各地域で定めた中心市街地活性化のための計画の掲載事業もしくは掲載見込の事業 <p>(内閣総理大臣の認定を受けていない計画および認定計画期間が終了した計画も含みます。)</p>

<p>派遣する アドバイザー</p>	<p>中小機構に登録された中小企業アドバイザー</p> <p>※派遣対象となる中活協議会の設置者・構成組織、認定民間中心市街地商業活性化事業者の従業員等をアドバイザーとして派遣することはできません。</p> <p>※派遣先地域のタウンマネージャーに就任している者またはタウンマネージャー業務を行っている者は、その地域におけるアドバイザーとして派遣することはできません。</p> <p>※上記の他、派遣先と密接な関係にあると機構が判断する者については、アドバイザーとしての派遣をお断りする場合があります。</p>
<p>アドバイス対象外の 業務</p>	<p>次の内容は、本制度における「アドバイス」とはならず、業務対象となりません。</p> <p>① 「計画作り」等の実務作業をアドバイザーが協議会等に代わって行うこと</p> <p>② 本来協議会等の事務局またはタウンマネージャー、事業の実施主体者などが行うべき業務(例:協議会等の立場としての各種交渉・調整、協議会等としての判断や意思決定)</p> <p>③ 資料の作成代行、会議の司会進行 講演・セミナー等における講師や出演者、他都市の事例視察等</p>

II. 申込手続きの流れ

1. 申込書類の提出

(1) 提出書類

必要書類は中活協議会の有無や申込内容により異なりますので、以下をご参照の上、ご提出ください。

	採択前					採択後
	様式第 1	様式第 1-2	協議会規約 ・協議会名簿	様式第 1-3	認定民間事業者 証する書面(写)	様式第 3
中活協議会 (認定計画有り)	○	○	○	—	—	○
中活協議会 (認定計画期間終了・ 未認定)	○	○	○	○	—	○
認定民間事業者	○	○	—	—	○	○

<各書類について>

・様式第1(希望計画書)

初回派遣申請時にご提出ください(テーマが複数あっても1年度は合計10回の派遣となります)。

なお採択時点の内容から大幅な変更をされる場合は、再度審査を行う場合がございます。

・様式第1-2(基本計画掲載の概要)、協議会規約・名簿

初回申請時に、基本計画等との関連性を記載し、ご提出ください。

・様式第 1-3(市町村の取り組み状況説明書)

基本計画が未認定もしくは期間終了している中活協議会の方は、市町村より中心市街地活性化の方向性を記した取り組み状況説明書をご提出ください。

・認定民間事業者を証する書面(写し)

「民間中心市街地商業活性化事業者」に認定された中小企業者の場合は、ご提出ください。

(2) 提出方法

まちづくり推進室(machi-ad1@smrj.go.jp)あてにメールで送付ください。

2. 派遣採択結果の通知

当機構における審査の結果、採択となった場合は、当機構より「採択通知書」をお送付いたします。

また、不採択の場合には、機構担当者からメール・電話等でその旨ご連絡させていただきます。

* 採択手続きには2週間程度の時間を要する場合がございます。

3. 申込書(様式第3)の提出

採択通知書の受領後、派遣希望日の2週間前までに「申込書」(様式第3)をご提出ください。以降は派遣の都度、その修正有無に関わらずご提出が必要となります。

(1) 提出方法

まちづくり推進室(machi-ad1@smrj.go.jp)あてにメールで送付ください。

4. 派遣日時決定の通知

決定した派遣日時にアドバイザーが現地にお伺いします。

*派遣日に、予告なく当機構の職員が派遣先に電話または直接出向き、アドバイス実施状況について確認することがございます。

5. 報告書の提出

派遣実施日から 5 営業日以内に、「派遣実施報告書」(様式第 5)をまちづくり推進室(machi-ad1@smrj.go.jp)あてに提出してください。

*派遣業務日報は、日毎、テーマ毎に作成をお願いいたします。

*内容について確認のご連絡をさせていただく場合があります。

6. 派遣計画終了後

すべての派遣計画後終了したら、「派遣完了報告書」(様式第 6)をアドバイスの成果を具体的に記入し、最終派遣日から 5 営業日以内にまちづくり推進室(machi-ad1@smrj.go.jp)あてに提出ください。

*内容について確認のご連絡をさせていただく場合があります。

【お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

TEL:03-5470-1632(直通)

メール送信先 (machi-ad1@smrj.go.jp)

中小機構が認めた場合又は著作権法上の例外を除き、無断で複製、転載等を行うことは禁止します。